

平成31年度日進東中学校 部活動の活動方針について

文部科学省やスポーツ庁、県教委からの部活動に関するガイドラインを受け、愛知地区4市町の教育長連名で「部活動のあり方について」という文書が、各家庭に平成31年3月8日付けで、配付されました。(以下にも掲載します)

日進東中学校もこの方針の下、部活動を進めていきます。近年、活動日数や活動時間など、さまざまな角度から見直しがされています。もとより、過熱しすぎた部活動の運営は、見直されるべきですが、そうでなくとも、子供たちの心身の健康面からも、昨今言われている教員の多忙化解消の視点からも、見直しの方向へ進んでいくことは、必要なことでしょう。

そんな中で、今まで部活動が担ってきた教育的意義については、持続させたいものだと考えています。共に一生懸命に練習に打ち込んできた仲間との絆、大会やコンクールでの勝敗度外視で味わう達成感、教室とは違った先生との関わり方。どれも子供たちの成長において、かけがえのないものであると思います。

今まで学校教育の中で行われてきた部活動でのプラスの側面は、生徒にとっても教師にとっても、大切なものであり、見直しによってそこまでが削られてしまうことは、大変惜しいことだと思います。

今回配付された「部活動のあり方について」をもとに、教育的効果を上げられるよう、取り組んでいきたいと思ひます。ご理解とご協力、よろしくお願ひします。

以下、3月8日付けで配付した文書のコピーです

平成31年3月8日

保護者 様

日進市教育委員会教育長 久保田 力
豊明市教育委員会教育長 伏屋 一幸
長久手市教育委員会教育長 川本 忠
東郷町教育委員会教育長 石川 光秋

中学校の部活動のあり方について

早春の候、皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より日進市の教育にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて平成29年度より「中学校の部活動のあり方」について、日進市・豊明市・長久手市・東郷町の4市町合同で、学習指導要領に記された部活動の意義もふまえ、生徒の健康維持や自由時間の確保、教員の多忙化解消のため、検討してまいりました。その上で、平成30年度の取組状況も勘案し、平成31年4月1日より下記の取組を進めていくこととしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1 通常期間の活動について

(1) 平日の1日は、休養日とする。

(2) 土日のうち1日は、休養日とする。

*大会出場により休養日を設定できない場合は、月内に代替日を設定する。

(3) 家庭の日（毎月第3日曜日）は、休養日とする。

(4) テスト週間・期間は、休養日とする。

2 長期休業中の活動について

(1) 大会以外の土日祝日は、休養日とする。（活動した場合は平日を代替日とする）

(2) 県で決められた「会議、行事等を行わない期間」（8月中旬）は、休養日とする。

(3) 年末・年始休業日は、休養日とする。

(4) 1日練習を行う場合は、翌日は半日練習または休養日とする。（1日練習は連続しないこと）

3 活動時間について

(1) 平日2時間程度、休日3時間程度とする。（ただし、やむを得ない場合は、1日練習を午前中3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。ただし、その場合も1日練習は連続しないこととする）

4 朝練習について

(1) 原則「なし」とする。しかし、目的が明確であり、補助的で最小限の期間に限っての実施は認める。その場合は、登校時間における安全に十分配慮した開始時間とし、自主参加とする。

問合せ先 日進市教育委員会学校教育課 0561-73-4145（代表）